

令和6年6月24日

第12回村上市農業委員会会議録

第12回村上市農業委員会総会を令和6年6月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	9 番	阿	部	正一
10 番	佐	藤	昌夫	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	16 番	加	藤	孝平
17 番	佐	藤	健吉	18 番	大	倉	毅
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

8 番	稲	葉	浩之	11 番	板	垣	栄一
19 番	富	樫	与志栄				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高	橋
事務局 次 長	中	村
事務局 副 参 事	園	部
事務局 副 参 事	近	藤

高橋局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12回村上市農業委員会総会を開催いたしま

す。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は3名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号19番、富樫与志栄委員からの欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行におきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議席番号4番、高橋委員、議席番号5番、遠山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、940平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、94平米。申請事由といたしましては、こちらのほうも申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しておりますということになっております。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、301平米。こちらのほうの理由も同じでございます、20年以上耕作しておらずとなっております。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、66平米。申請事由といたしましては、申請地は40年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

今ほどの報告についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、報告第1号は終了し、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今月は、贈与4件、売買が2件、合わせて6件でございます。

それでは、贈与案件です。番号1番からご説明をいたします。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計226平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人の農地処分によりまして、以前より申請の土地をお借りしていた譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積140平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらにつきましては、譲渡人の農地処分により、所有地に隣接する同集落の譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積310平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人が所有地を処分するため、以前より貸していた譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積332平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは、譲渡人の親戚であり、以前より貸していた譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、売買案件です。番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積527平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田4筆、地積合計6,194平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございま

す。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。説明した6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく願いします。

石山会長

今ほど説明があった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

この事業計画変更と関連して5条申請もございますので、併せて説明させていただきたいと思っております。番号1、当初計画者、〇〇〇〇、承継者が〇〇〇〇、土地につきましては2筆ございまして、合計270平米、移転内容といたしましては事務所、駐車場、資材置場、敷地でございます。変更目的といたしましては、申請地は昭和51年5月24日付村農地第3203号により農地法5条の許可申請を得ましたが、当初計画者が住宅の建設を計画したのですが、建築困難となったため、このたび承継者が事務所駐車場等を計画したものでございます。

続きまして、5条申請の番号1を御覧いただきたいと思います。関連する農地法5条の規定による許可申請になります。番号1、譲渡人が当初計画者でございます〇〇〇〇、譲受人が承継者であります〇〇〇〇となっております。土地につきましては2筆、270平米、転用目的は事務所、資材置場、駐車場敷地となっております。契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび申請地を事務所や資材置場などに使用したく転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。軽量鉄骨造、プレハブが1棟、建築面積35.97平米、資材置場として100平米、駐車場としては4台分となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、最初に計画変更、議案番号1番と5条申請、番号1番について報告をお願いします。

20番、富樫委員。

富樫あゆみ委員

議席番号20番、富樫です。議案第2号、事業計画変更承認申請と関連する議案第3号、農地法第5条申請の番号1番につきまして、6月10日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午後1時に村上市教育情報センターにおいて、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受け、その後現地に移動しました。現地では、代理人の〇〇〇〇立会いの下、申請内容について確認しました。譲渡人の〇〇〇〇は、当初本申請場所に住宅を建設する予定で許可を受けましたが、奥様の親が体調を崩したため、夫婦で奥様の実家に住むことになり、住宅の建築をしないままになっていたとのことです。また、事業の承継者であり、譲受人の〇〇〇〇は内装業を行っております。現在資材置場は事務所から離れたところに借地していることから、事務所近くにて土地を探していたところ、譲渡人から申請地の話を聞き、転用申請をすることになったとのことです。申請地は用途地域に位置する農地で、隣接する農地はありません。汚水処理につきましては、道路に上下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画しております。また、敷地内の雨水排水につきましては、道路側溝へ接続するとのことでありました。以上のことから、地域としては委員全員で許可すべきものと意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは最初に、事業計画変更申請について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号について、残りの分説明してください。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号2から説明をさせていただきます。

番号2、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆161平米、転用目的は卵販売所敷地、契約につきましては賃貸借、月〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび農畜産物販売施設（卵販売所）を新たに設置するため転用申請するものです。なお、申請地は集落に隣接した小集団の生産性の低い農地です。軽量鉄骨造、プレハブが1棟、建築面積10.15平米、駐車場が4台分となっております。

続きまして、番号3、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆19平米、転用目的は駐車場拡張敷地、契約は贈与、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は来客用の駐車場として5月27日付村農委第1006号にて転用許可を得ましたが、道路への出入りの安全性を確保するため、隣接地を転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地でございます。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号2番について報告をお願いします。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。農地法第5条申請の議案番号2番につきまして、6月12日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午前11時に荒川支所において、農業委員3名、推進委員3名、中村次長が出席し、申請内容について説明を受けた後、現地へ移動し確認を行いました。現地では、代理人である〇〇〇〇〇〇立会の下、申請内容について確認を行いました。借人である〇〇〇〇は、このたび新鮮な卵を直接個人に販売することを計画し、養鶏場の近くで土地を探していたところ、申請地が条件に合ったことから転用申請するとのことでした。申請地は、国道113号や県道、市道に囲まれている場所にあり、隣接する農地はありません。施設内にはトイレなどは設けない計画となっており、敷地内の雨水排水につきましては周囲の道路の側溝へ流す計画とのことでした。現地調査を行っている中で、県道側から施設の駐車場へ進入する際の安全対策、誤進入防止のため、進入路以外への安全対策を図るように申しつけ、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

石山会長

次に、調査報告、議案番号3番について報告をお願いします。

12番、船山委員。

船山 寛委員

12番、船山です。この件については、譲渡人が先月も財産処分をおこなっており、一部書類上先月間に合わなかったものが今回議案となったものです。先月と同様に〇〇〇〇に、贈与するものです。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

ご意見、ご質問ないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明をいたします。

今月は、賃貸借の設定が9件、贈与案件が2件、売買案件が3件で合わせて14件でございます。説明後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から、賃借権の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計4,753平米、期間は1年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担、再設定でございます。

以降、番号9番まで賃借権の設定でございます。

それでは、番号10番、11番、贈与案件について説明をいたします。番号10番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積456平米、利権等の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらは、譲渡人の財産処分により、以前より耕作をしていた譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、番号11番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田5筆、地積合計5,896平米、利用権等の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらは、譲渡人の財産処分により、以前より耕作をしていた譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、売買関係でございます。番号12番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑2筆、地積合計1,715平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10ア

ール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号13番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積433平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

番号14番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑7筆、地積合計6,038平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円であります。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、農地中間管理機構の説明になります。ここから農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。

今回は、使用貸借58件、賃貸借14件、合計72件でございます。全て舘腰地区のほ場整備案件となっております。

それでは、番号15番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑、地積45平米、1筆、計45平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が19年間。

続いて、番号16番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号15番と同様でございます。なお、番号15番の貸人、番号16番の借人が同じ方になっておりますが、ほ場整備の要件を満たすための利用権設定となります。

番号72番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、番号73番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,027平米ほか9筆、計8,625平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が20年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号74番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号73番と同様でございます。

ここから、番号86番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号8番につき質疑をいたしますので、議席番号7番、斎藤委員、議席番号16番、加藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君退席）

石山会長

それでは、番号8番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号8番、承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君着席)

石山会長

議案番号8番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号10番につき質疑に入ります。12番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(12番 船山 寛君退席)

石山会長

それでは、番号10番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、番号10番、承認することに決定いたしました。

(12番 船山 寛君着席)

石山会長

船山委員、議案番号10番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号15番から86番までにつき質疑をいたします。議案番号15番から86番までにつき、議長である私が議事に参与できませんので、退席をいたします。以後の議長は、佐藤健吉委員から議事をお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤農地調整部会長

それでは、代わりまして進行役させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、番号44番、46番、48番、76番、78番、80番につき質疑をいたします。議席番号12番の船山委員、議事に参与できませんので、退席をお願いしたいと思います。

(12番 船山 寛君退席)

佐藤農地調整部会長

それでは、ただいま申し上げましたものにつきまして審議に入ります。ご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

佐藤農地調整部会長

ないということでございますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤農地調整部会長

それでは、承認いたします。

(12番 船山 寛君着席)

佐藤農地調整部会長

船山委員、番号44番、46番、48番、76番、78番、80番につき承認することに決定いたしました。

それでは、番号15番から86番までの間で既に今承認されましたものを除きまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

佐藤農地調整部会長

しばらくしてないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤農地調整部会長

異議なしと認めて、15番から86番の間で既に承認されたものを除きまして、承認することに決定いたします。

(1番 石山 章君着席)

佐藤農地調整部会長

会長、それでは15番から86番まで承認することに決定いたしました。

会長に返します。

石山会長

それでは、1番から14番までで、まだ承認されていない案件について質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

しばらくしないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

引き続き進めてもよろしいでしょうか。もし休憩必要な方があれば、随時用足しに行っていた

だければと思います。

それでは、協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 6 年 6 月24日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員